

憲法に関する主な論点（論点表）

第八章 地方自治

○ 主な論点とその関係条文

区分	関係する 条文	改憲の必要性等 論点	改憲の必要性等		
			A 明文改憲が必要	B 明文改憲までは必要ないが、立法措置（立法による補充）が必要	C いずれも必要ない
1	8章	現行の地方自治の規定を充実させる必要性	・現行憲法では、簡素すぎるので、具体的な規定を追加する必要がある。	・法律の制定により地方分権の推進が可能。	
	92条等	「地方自治の本旨」の明確化	・「地方自治の本旨」について「住民自治」、「団体自治」を憲法に明記すべき。		・「地方自治の本旨」は憲法上重要な概念であり、改正の必要はない。
		国と地方の権限のあり方	・国と地方公共団体の基本的な権限のあり方（補完性の原則等）を憲法に明記すべき。	・国の役割を限定して地方に権限及び財源を移す立法措置を講ずるべき。	
		道州制の導入	・憲法改正により導入すべき。	・現行憲法においても導入することは可能。	・導入することに慎重であるべき。
2	94条	条例制定権	・地方公共団体の専属的・優先的な立法権限を憲法に明記すべき。	・条例で法令の適用除外を定められるようにするなど条例制定権を拡大する措置を講ずるべき。	・上乗せ条例や横出し条例の適法性は最高裁判例などにより妥当な形で解決することが可能。
		地方財政 (課税自主権・健全財政・財政調整制度)	・地方公共団体の課税自主権その他自主的な財政運営、国の財政調整措置について憲法に明記すべき。	・立法措置により、税財源の移譲や課税自主権の強化を行い、新たな財政調整制度を設けるべき。	・課税自主権等は憲法に新たに規定することを要しない。
3	93条	地方公共団体の組織・機構のあり方	・二元代表制以外の議院内閣制、シティ・マネージャー（市支配人）制等の導入を可能とする規定を憲法に置くべき。		・現行のままでよい。
		定住外国人の地方参政権	・定住外国人の地方参政権を認めないことを明記すべき。	・定住外国人の地方参政権を認める法律を制定すべき。	・現行のままでよい。
	95条	特別法の住民投票	・要件の明確化を図るべき。		・本条の適用のあり方を検討すべき。
〈上記以外の条文に係る論点〉					
(なし)					